

議案第60号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在し

ない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(売買取引の方法) 第16条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、相対売又は定価売の方法によることができる。 (1)～(3) 略	(売買取引の方法) 第16条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、相対売又は定価売の方法によることができる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 第21条ただし書の規定により知事の承認を受けて卸売をするとき。</u>
2 略	2 略 <u>(自己の計算による卸売の禁止)</u>

(市場外にある水産物の卸売の禁止)

第21条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある水産物以外の水産物の卸売をしてはならない。ただし、市場の周辺の地域において知事が指定する場所にある水産物の卸売をする場合又は知事の承認を得て電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により水産物の卸売をする場合については、この限りでない。

(受託契約約款)

第22条 略

第21条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、出荷者の計算において行う卸売の方法によっては水産物の出荷を受けることが著しく困難な場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であって、卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないものとして知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(市場外にある水産物の卸売の禁止)

第22条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある水産物以外の水産物の卸売をしてはならない。ただし、市場の周辺の地域において知事が指定する場所にある水産物については、この限りでない。

(受託契約約款)

第22条の2 略

(卸売予定数量等の報告)

第30条 卸売業者は、毎開場日、卸売を予定している主要な水産物の種類、数量その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の開始時刻までに、知事に報告しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売をした主要な水産物の種類、数量、価格その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の終了後速やかに、知事に報告しなければならない。

3 略

(物品の品質管理)

第35条の2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、附属営業人及び買出入人は、規則で定めるところにより水産物の品質管理を行わなければならない。

(卸売予定数量等の報告)

第30条 卸売業者は、毎開場日、卸売を予定している主要な水産物の種類及び数量をその日の卸売のための販売の開始時刻までに、知事に報告しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売をした主要な水産物の種類、数量及び価格をその日の卸売のための販売の終了後速やかに、知事に報告しなければならない。

3 略

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。